

## 事業復活支援金 事前確認 (チェックシート・依頼書)

事業形態	<input type="checkbox"/> 法人→法人番号 ( )		<input type="checkbox"/> 個人事業者等〈事業所得〉	
事業所名			代表者名	
電話番号			代表者生年月日【西暦】 (個人事業のみ)	年 月 日
業 種			日中連絡がつく電話	

※記載の個人情報は事業復活支援金の申請手続きおよび当所の会員管理や情報提供にのみ利用いたします。

== 以下項目で、確認・了承したにチェック (L) を入れ、必要事項を記入し提出ください ==

当事業所は山形商工会議所の「会員」であり、期限の到来した「会費を完納」している。  
また今後も「会員を継続」する。

事前に支援金ポータルサイトで「申請ID」を取得済みである。

<input checked="" type="checkbox"/>	申請ID	C							ID取得時に登録した 電話番号	
-------------------------------------	------	---	--	--	--	--	--	--	--------------------	--

(パソコン、スマホが使えない方は、サポートセンターTEL 0120-789-140 に電話しIDを取得してください。)

新型コロナの拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少している。

また以下のような理由で減少しているということではない。

- (例) ・新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合。  
・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合。  
・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減少している場合。  
・行政機関の要請に基づかない「自主的な休業」や「営業時間の短縮」、法人成り又は事業承継の直後など、「単に営業日数が少ない」ことにより売上が減少している場合。

まん延防止等重点措置適用に伴う時短協力金を受給の場合、受給対象月の事業収入としてその協力金を加算することを承知している。(山形市の場合、令和4年1月・2月が該当。また入金月でなく対象の月に加算となる。)

新型コロナでどのような影響を受けて売上が減少したのか、以下に簡単に記入。

事業を実施していないサラリーマンやアルバイト、学生等は本支援金の給付対象ではないことを認識している。

「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」ではない。また反社会勢力との関係はない。

対象月以降において、事業を継続、立て直しをする意思がある。行っていない場合(廃業又は破産等を予定の場合等)は給付要件を満たさないことを認識している。

申請にかかる事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳)中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等は7年間保存する義務があり、事務局等から求められた場合、速やかに提出する必要があることを認識している。

本支援金の不正受給、無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、返還等の義務を負うほか、不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うこと、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。

代表者又は個人事業者本人が、申請にかかる「宣誓・同意書」、経産省HP掲載の「事業復活支援金の詳細について」をすべて読んだ上で自署している。

本支援金の申請は申請者が行い、審査は本支援金事務局の判断によること、山形商工会議所は事前確認までの支援であること、また事前確認は本支援金を確約するものではないことを認識している。

上記につき代表者が確認し該当箇所全て L しました。事業復活支援金申請のための事前確認を依頼します。

記入日 2022/ / 代表者署名(自署)

(会議所使用欄) 上記内容が相違ないことを本書面および対面か電話にて確認した (対面・電話 → 対応日: 月 日)

担当者名	システム 登録日	事前確認 通知番号	口数	<input type="checkbox"/>	会費 納入
------	-------------	--------------	----	--------------------------	----------